

積立定期預金規定

(2023年10月30日現在)



I 共通規定

1. 預入形態

この預金の預入形態は、満期確定型の随時入金方式およびエンドレス型については通帳式とし、満期確定型の口座振込方式については証書式とします。

2. 預金の預入れ

この預金の預入れは、口座振替のほか、現金、小切手その他の証券類により預入れることができます。

3. 証券類の受入れ

(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2)受入れた証券類が不渡りになったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引替えに（通帳式の場合は通帳の当該受入の記載を取消したうえ）当店で返却します。

4. 口座振替による預入れ

(1)口座振替の方式により預入れる場合、引落預金口座、振替日、振替金額等は、ご新約申込書または別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

(2)指定された振替日に、引落預金口座からこの預金への預入れの際、次のいずれかに該当する場合は、特に通知することなくその日の口座振替を中止します。

①引落預金口座の預金残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）が振替金額に満たないとき

②振替によりこの預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき

(3)引落預金口座、振替日等を変更する場合、ならびに、口座振替契約を解約する場合は、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

5. 預金の解約、書替継続

(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

(3)前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4)この預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。

(5)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口

座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- ④法令で定める取引時確認事項等の確認について偽りがあるとき、または、その疑いがある場合、また、当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記第5条の2第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。
- ⑤後記第5条の2第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合。
- ⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

5の2. 取引の制限等

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部

または一部を制限することがあります。

(3)前記第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4)前記第1項から第3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

6. 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等

(1)通帳または証書や印章を失ったとき、あるいは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

(2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3)この通帳または証書や印章を失った場合、この預金の元利金の支払い、あるいは通帳および証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4)通帳または証書の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

7. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人預金者は、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. 盗難通帳（証書）による払戻し等 本条は個人預金者に限定します

(1)盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳（証書）の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳（証書）が盗取された日（通帳（証書）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳（証書）の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. 譲渡・質入れ等の禁止

(1)この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合は、当行所定の書式により行います。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第5条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第5項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達するべきときに到達したものとみなします。

12. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額に

ついて期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印をしてこの通帳（証書）とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は当行所定の利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 3 . 成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5)前4項の届出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 4 . 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづ

く異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
- (2) その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- (3) 預金者等からこの預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第3条1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」という。)の対象となっている場合に限ります。)
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、および預金通帳の記帳(記帳すべき取引がなかった場合を除きます。)もしくは繰越があったこと。
- (5) 預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと(当行が把握することができる場合に限ります。)
- (6) 同一通帳内の他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

1 5. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について 休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条2項定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合、または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日、または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち何れか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除きます。)に限ります。
 - ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと(当該事由が生じた期間の満期日)
 - A. 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
 - B. その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - C. 預金者等からこの預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」という。)の対象となっている場合に限ります。)
 - (A) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (B) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- D. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、および預金通帳の記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。
 - E. 預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握することができる場合に限り。）
 - F. 同一通帳内の他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
 - G. 当行が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該預金が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く）に限り。
- ③同一通帳内の他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと。他の預金に係る最終異動日等

16. 複数の預金を組み合わせた商品の最終異動日等

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第15条第2項において定める事由をいう。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

17. 休眠預金代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金代替金の一部が支払われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

18. 規定の変更等

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

II 積立定期預金「リッチ」規定

【エンドレス型の場合】

1. 預金の預入れ等

(1)この預金の預入れは1回につき月1千円以上とし、預入れのつど各々独立した自動継続扱の期日指定定期預金とします。

(2)預入れた各々の定期預金は、その満期日に利息を組入れたうえ自動継続します。

(3)この預金に預入れの際は、必ず通帳を持参してください。なお、口座振替の預入れ分については、預入日以降通帳に記載します。

(4)この預金への2回目以降の預入れは、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。

2. 期日指定定期預金

(1)この預金に預入れの定期預金は、すべて期日指定定期預金とします。

(2)期日指定定期預金は特に申出のないかぎり、その満期日を預入日から3年後の応答日とし、前条1.(2)にしたがって継続します。

(3)継続を停止する場合は、満期日（継続されたときはその満期日）までに申出てください。この申出があったときは、その預金の満期日以降に支払います。

(4)期日指定定期預金の満期日は、預入れの日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対し、その1ヶ月前までに通知を必要とします。この通知があった場合、その預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1ヶ月を経過しても解約されなかった場合（解約されないままその預金の預入日から3年後の応答日が到来した場合も含みます。）は満期日の変更はなかったものとします。

3. 利息

(1)この預金の利息は、預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続したときは継続日）現在における店頭表示の期日指定定期預金の次の利率を適用し1年複利の方法により計算します。

①預入日（または継続日）から1年以上2年未満の期間＝店頭表示「2年未満」利率

②預入日（または継続日）から2年以上の期間＝店頭表示「2年以上」利率

(2)継続を停止した場合における利息は、満期日以降に該当の元金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について、解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）現在における当行所定の期日指定定期預金の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)この預金の付利単位は1円とし1年を365日として日割計算します。

【満期確定型の場合】

1. 預金の預入れ等

- (1) この預金は6ヶ月以上5年までの期間内で満期日を指定し、通帳記載の満期日の1ヶ月前（通帳記載の預入期限）まで自由に預入れができます。
- (2) この預金への預入れは1回につき月1千円以上とし、預入れのつど各々独立した自動継続扱の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）とします。
- (3) 通帳式の場合、この預金に預入れの際はこの通帳を持参してください。
- (4) この預金への2回目以降の預入れは、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。

2. 預入れ預金の種類・期間・継続の方法等

- (1) ご新規の日から最終預入日までに預入れの定期預金は、預入れのつど預入日から満期日までの期間に応じ次により取扱います。

① 預金名義人が「個人」の場合

ア. 満期日までの期間が1年未満の場合

満期日までの自由金利型定期預金（M型）とします。

イ. 満期日までの期間が1年以上3年以下の場合

満期日までの期日指定定期預金とします。

ウ. 満期日までの期間が3年を超え3年1ヶ月未満の場合

最初の1年間は自由金利型定期預金（M型）とし、その満期日に満期日（最終）までの期日指定定期預金に継続します。

エ. 満期日までの期間が3年1ヶ月以上5年以下の場合

最初の3年間は期日指定定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記ア.またはイ.のいずれかの定期預金に継続します。

② 預金名義人が「法人」の場合

ア. 満期日までの期間が2年以下の場合

満期日までの自由金利型定期預金（M型）とします。

イ. 満期日までの期間が2年を超え2年1ヶ月未満の場合

最初の1年間は自由金利型1年定期預金（M型）とし、その満期日に満期日（最終）までの自由金利型定期預金（M型）に継続します。

ウ. 満期日までの期間が2年1ヶ月以上4年以下の場合

最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型）とし、その満期日に満期日（最終）までの自由金利型定期預金（M型）に継続します。

エ. 満期日までの期間が4年を超え5年以下の場合

最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型）とし、その満期日に残り期間に応じた前記イ.またはウ.の方法により取扱います。

- (2) 預金名義人が「個人」の場合、期日指定定期預金の満期日は、預入日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対し、その1ヶ月前までに通知を必要とします。この通知があった場合、その預金は変更後の満期日以降に支払います。なお、変更後の満期日から1ヶ月を経過しても解約されなかった場合（解約されないままその預金の預入日から3年後の応答日が到来した場合も含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの日数に応じ、預入日（継続したときは継続日）現在における店頭表示の期日指定定期預金利率または自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。
- (2) 期日指定定期預金として預入れられた預金については、次の利率を適用し1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日（または継続日）から1年以上2年未満の期間＝店頭表示「2年未満」利率
 - ② 預入日（または継続日）から2年以上の期間＝店頭表示「2年以上」利率
- (3) 法人の場合で自由金利型定期預金（M型）として預入れられた預金については、預入日（または継続日）から1年後の応答日に当行所定の間接利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を前記2.の方法により該当の自由金利型定期預金（M型）として預入れます。中間払利息を差引いた利息の残額（満期払利息）は、その預金の満期日に元金に組み込み、前記2.の方法により取扱います。
- (4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (5) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）現在における当行所定の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は、1円とします。

以 上